

弘前市下水道用マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン（別図に示すマンホールデザインのいう。以下「デザイン」という。）の使用（電子媒体での使用を含む。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する市民の理解と関心を高め、本市のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(マンホール蓋のデザイン)

第2条 デザインは別図のとおりとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の承認を受けなければならない。

(使用申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して、管理者の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 市が発注する事業において使用するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が特に認めたとき。

(使用承認)

第5条 管理者は、申請者から申請書の提出があった時は承認の可否を決定し、「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認通知書（様式第2号）」又は「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認通知書（様式第3号）」により申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第6条 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を拒否し、もしくは制限し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援するような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) デザインを使用することにより、市以外のものの行う事業について、市が推奨しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は無料とする。

(使用承認の期間)

第8条 デザインの使用承諾の有効期間は、第4条の規定により使用を承認した日から起算して1年を超えない範囲内において管理者が定める期間とする。

(使用上の遵守事項等)

第9条 使用の承認を受けた者（以下「承認者」という。）及びデザインを使用する者（承認者を除く。以下「使用者」という。）は、デザインの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用方法以外に使用しないこと。
- (2) デザインのイメージを損なう改変をしないこと。
- (3) デザインを用いた商品の販売、広告物の設置等を行う場合は、前条により定められた期間内に行うこと。
- (4) 管理者がデザインの使用状況について報告を求めたときは、管理者が必要と認めた書類等を指定した日までに管理者に提出すること。
- (5) デザインについて意匠登録しないこと。
- (6) 使用承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させないこと。
- (7) この要綱の規定に違反する行為が認められた場合において、承認者及び使用者の責任により、使用したデザインを全て除去し、回収し、又は撤去すること。また、これに要した費用については承認者及び使用者が負担するものとする。

(見本品の提出及び報告)

第10条 承認者は、デザインを使用して製作物を作成した場合には、速やかに「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（様式第4号）」とともに見本品を提出しなければならない。見本品の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真等の提出をもって、これに代えることができる。

(承認内容の変更)

第11条 承認者は、第4条の規定による承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書（様式第5号）と変更後の成果物の見本を添えて管理者に提出し、「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更通知書（様式第6号）」の交付を受けなければならない。ただし、変更後の成果物の見本を添付できない場合は、使用する成果物の確認ができる写真等を添付することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 管理者は、デザインの使用がこの要綱の規定に違反していると認めるときは、使用承認を取り消すものとする。

2 管理者は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、「弘前市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認取消通知書（様式第7号）」により、承認者に通知するものとする。

3 使用承認を取り消された者は、直ちに使用を中止し、製作物の回収、撤去等を行わなければならない。

(責任の制限)

第13条 管理者は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第12条の規定による請求及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し承認者及び使用者に生じた損害又は損失

(2) 承認者及び使用者が、デザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年3月24日から実施する。